

上山市議会会議録

第488回定例会

予算特別委員会

(平成31年3月1日)

平成31年3月1日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 議第1号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第6号）
- 議第2号 平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第3号 平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第4号 平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第5号 平成30年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第6号 平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

出席委員氏名

出席委員（15人）

守岡等	委員	井上学	委員
中川とみ子	委員	高橋恒男	委員
谷江正照	委員	佐藤光義	委員
枝松直樹	委員	浦山文一	委員
坂本幸一	委員	大沢芳朋	委員
川崎朋巳	委員	棚井裕一	委員
尾形みち子	委員	長澤長右衛門	委員
高橋義明	委員		

欠席委員（0人）

説明のため出席した者

横戸長兵衛	市長	塚田哲也	副市長
金沢直之	庶務課長 (併選挙管理委員会 事務局 長)	富士英樹	市政戦略課長
平吹義浩	財政課長	舟越信弘	税務課長
土屋光博	市民生活課長	鈴木直美	健康推進課長
鏡裕一	福祉事務所長	鈴木英夫	商工課長

尾形俊幸	観光課長	前田豊孝	農林課長 (併)農業委員会 事務局
漆山徹	農業夢づくり課長	近埜伸二	建設課長
秋葉和浩	上下水道課長	武田浩	会計管理者 (兼)会計課長
佐藤浩章	消防長	古山茂満	教育委員会 教育長
井上咲子	教育委員会 管理課長	遠藤靖	教育委員会 学校教育課長
齋藤智子	教育委員会 生涯学習課長	高橋秀典	教育委員会 スポーツ振興課長
大和啓	監査委員	渡辺るみ	監査委員 事務局

事務局職員出席者

佐藤毅	事務局長	鈴木淳一	副主幹
渡邊高範	主査	後藤彩夏	主任

午後 1時25分 開会

開議

○中川とみ子委員長 出席委員は定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

今期定例会において当予算特別委員会に付託されました案件は、平成30年度の補正予算6件及び平成31年度予算9件であります。

初めに、審査の日程についてお諮りいたします。

本日は平成30年度の補正予算6件を審査し、6日から8日の3日間で平成31年度の各会計

予算9件を審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、本日は平成30年度の補正予算を審査し、6日から8日の3日間は平成31年度予算の審査を行うことに決しました。

なお、審査は各委員のお手元に配付しております審査予定表のとおり進めることにいたしたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

次に、審査の順序であります。議案番号の順に進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしましたとおり、審査することに決しました。

これより直ちに審査に入ります。

~~~~~  
**議第1号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第6号）**

○中川とみ子委員長 議第1号平成30年度上山市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第1号平成30年度上山市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度上山市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167億5,500万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為

の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」によるものであります。

一時借入金の補正、第5条、一時借入金の借入れの最高額に10億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を35億円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

1款市税は9,540万円を増額し、補正後の額を36億7,820万円とするものであります。1項市民税で4,500万円、2項固定資産税で4,900万円、3項軽自動車税で400万円の増、4項市たばこ税で500万円の減、6項都市計画税で240万円の増によるものであります。

10款地方交付税は3,890万円を増額し、補正後の額を36億4,890万円とするものであります。

14款国庫支出金は3,699万1,000円を減額し、補正後の額を13億4,497万9,000円とするものであります。1項国庫負担金で659万1,000円の減、2項国庫補助金で3,040万円の減によるものであります。

15款県支出金は2,710万3,000円を減額し、補正後の額を9億1,025万8,000円とするものであります。1項県負担金で413万4,000円の増、2項県補助金で3,273万7,000円の減、3項委託金で150万円の増によるものであります。

16款財産収入は14億5,000万円を増額し、補正後の額を15億8,661万8,000円とするものでありますが、2項財産売払収入の増によるものであります。

17款寄附金は2億472万6,000円を増額し、補正後の額を11億2,582万6,000円とするものであります。

18款繰入金は6,291万9,000円を減額し、補正後の額を5億9,263万7,000円とするものでありますが、1項基金繰入金で3億2,441万9,000円の減、2項特別会計繰入金で2億6,150万円の増によるものであります。

次のページをごらんください。

19款繰越金は、9,327万5,000円を増額し、補正後の額を3億163万8,000円とするものであります。

20款諸収入は、28万8,000円を減額し、補正後の額を11億8,472万8,000円とするものでありますが、5項雑入の減によるものであります。

21款市債は4,600万円を減額し、補正後の額を13億7,230万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では17億900万円を増額し、補正後の歳入合計を167億5,500万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。

2款総務費は1億537万1,000円を増額し、補正後の額を23億24万9,000円とするものでありますが、1項総務管理費で1億387万1,000円の増、4項選挙費で150万円の増によるものであります。

3款民生費は219万8,000円を増額し、

補正後の額を44億3,365万5,000円とするものでありますが、1項社会福祉費で679万7,000円の減、2項児童福祉費で1,027万9,000円の減、3項生活保護費で1,927万4,000円の増によるものであります。

4款衛生費は7,220万7,000円を減額し、補正後の額を7億6,356万6,000円とするものでありますが、2項清掃費の減によるものであります。

6款農林水産業費は505万6,000円を増額し、補正後の額を5億7,322万円とするものでありますが、1項農業費で763万9,000円の増、2項林業費で258万3,000円の減によるものであります。

7款商工費は665万3,000円を増額し、補正後の額を14億8,023万円とするものであります。

8款土木費は2,422万8,000円を減額し、補正後の額を13億6,046万1,000円とするものでありますが、2項道路橋梁費で850万円の増、4項都市計画費で1,287万4,000円の減、5項住宅費で1,985万4,000円の減によるものであります。

9款消防費は197万6,000円を増額し、補正後の額を6億2,356万9,000円とするものであります。

10款教育費は22万3,000円を減額し、補正後の額を16億2,467万3,000円とするものでありますが、1項教育総務費で206万9,000円の増、次のページをごらんください。4項学校給食費で229万2,000円の減によるものであります。

11款災害復旧費は1,500万円を減額し、補正後の額を1,227万1,000円とする

ものでありますが、2項土木施設災害復旧費の減によるものであります。

12款公債費は、16億9,940万4,000円を増額し、補正後の額を32億6,625万7,000円とするものであります。

以上の結果、歳出合計では17億900万円を増額し、補正後の歳出合計を167億5,500万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、18ページ、19ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費は補正額ゼロであります。庁舎整備事業費で、今後の財政負担を考慮し、地方交付税措置のない地方債の借り入れを行わないことにより、財源更正を行うものであります。

6目企画費は、1億829万4,000円を増であります。ふるさと納税推進事業費で、ふるさと納税の歳入増に合わせ、委託料等を増額するものであります。

8目市民生活対策費は462万3,000円の減であります。防災対策推進費で、国の補正予算を活用し、洪水ハザードマップの更新に要する経費を増額する一方で、デジタル防災行政無線と屋外拡声装置の整備工事費及び防災ラジオ購入費の確定により減額するものであります。

9目交通安全対策費は20万円の増であります。交通安全対策費で、道路照明灯の電気料を増額するものであります。

4項選挙費3目選挙執行費は150万円の増であります。県議会議員選挙費で、選挙日程の確定により期日前投票に要する経費等を措置するものであります。

3款民生費1項社会福祉費2目障がい者福祉費は、1,964万6,000円の増であります。障がい福祉サービス給付費で、生活介護ほか各サービスの利用者増加による扶助費の増のほか、平成29年度の事業実績により国庫支出金精算返還金を措置するものであります。

3目高齢者福祉費は1,644万3,000円の減であります。介護保険特別会計繰出金で、介護給付費などの決算見込みによる減額と県と連携して福祉型小さな拠点づくり事業費補助金を新たに措置することによるものであります。

5目医療給付費は1,000万円の減であります。重度心身障がい（児）者医療給付費で、医療給付費の実績見込みにより扶助費を減額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は1,133万円の増であります。児童福祉総務費では、平成29年度子ども・子育て支援交付金等、国・県の補助額の確定により精算返還金を措置し、母子等福祉費では平成29年度事業の実績により国庫支出金精算返還金を措置し、次のページをお開き願います。総合子どもセンター事業費では、二日町プラザの修繕費がかさんだことから、二日町プラザ施設維持管理負担金を増額するものであります。

2目児童措置費は、2,160万9,000円の減であります。児童手当給付費では、児童数の減少により扶助費を減額し、障がい児施設給付・医療費では、放課後等デイサービスなどの利用増により扶助費を増額するほか、平成29年度事業実績により障がい児施設給付費等国庫負担金の精算返還金を措置するものであります。

3目児童福祉施設費は補正額ゼロであります

が、山形屋グループ会長佐藤フジエ氏と株式会社おーばんホールディングス上山店よりいただいた寄附金をみなみ保育園、南児童センター、あぞみ学童クラブでのエアコン設置工事費に充当するため財源更正を行うものであります。

3項生活保護費1目生活保護総務費は41万4,000円の増であります。生活困窮者自立支援費で、平成29年度の事業実績により国の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の精算返還金を措置するものであります。

2目扶助費は1,886万円の増であります。生活保護援護事業費で、生活保護受給者の医療費が増加していることから、医療扶助費を増額するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費5目健康増進事業費は補正額ゼロであります。健康増進事業費で秋野貞子氏よりいただいた指定寄附を健康講座等に充当するため財源更正を行うものであります。

2項清掃費1目清掃総務費は7,220万7,000円の減であります。清掃総務費で、山形広域環境事務組合の決算見込みにより負担金を減額するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は1,877万8,000円の減であります。果樹園芸産地形成事業費では、事業の確定により産地パワーアップ事業費補助金を減額し、地域農業振興事業費では決算見込みにより農業次世代人材投資資金及び機構集積協力金を減額するものであります。

5目農地費は2,641万7,000円の増であります。農地整備事業費で、国の補正予算を活用し前倒しして実施することになった松沢地区農地整備事業の負担金を増額するとともに、生居川ダム管理施設修繕に係る負担金を増

額し、次のページをお開きください。多面的機能支払事業費では、全国的な組織数の増加により、資源向上支払（長寿命化）交付金が減額調整されたため、事業費を減額するものであります。

2項林業費2目林業振興費は258万3,000円の減であります。林業振興事業費で、分収造林保育事業費の確定により減額するものであります。

7款1項商工費3目企業立地費は665万3,000円の増であります。産業団地整備事業特別会計繰出金で、産業団地整備事業特別会計の事業において財源である地方債のみでは賄い切れないことから、不足分を一般会計から繰り出すものであります。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費は2,800万円の増であります。除雪対策費で、今後の除雪出動を考慮し委託料など増額するものであります。

3目道路新設改良費は、補正額はゼロであります。市単独道路整備事業費で、将来の財政負担軽減を図るため道路標識更新工事等に充当する地方債の借り入れを行わず、一般財源で対応するため財源更正を行うものであります。

4目社会資本整備総合交付金事業費は1,950万円の減であります。道路事業費で、三上平線側溝工事、竜王橋東宮橋線舗装補修工事など事業費の決算見込みにより減額する一方で、産業団地1号線、狸森線のり面対策工事、元屋敷菅線のり面対策工事などで増額するものであります。なお、増額する部分のほか、石曾根小穴線ほか2路線、原の橋ほか4橋の橋梁補修工事については、年度内完成が困難なことから繰越明許費を設定いたします。

4項都市計画費1目都市計画総務費は1,0

99万1,000円の減であります。都市計画総務費では、東北中央自動車道の開通祝賀会及びイベントの実施に要する経費を措置し、公共下水道事業特別会計繰出金で、前年度繰越額の確定により減額するものであります。

3目公園費は188万3,000円の減であります。公園施設長寿命化事業費で、事業費の決算見込みにより減額するものであります。

次のページをお開きください。

5項住宅費1目住宅管理費は835万4,000円の減であります。市営住宅長寿命化事業費では、事業費の確定により減額し、地域優良賃貸住宅供給促進事業費では地方債の借り入れを取りやめることから財源更正を行うものであります。

2目住宅支援費は1,150万円の減であります。定住促進事業費では、持家住宅建設等補助金の実績見込みにより減額し、住宅リフォーム支援事業費補助金の実績見込みにより減額するものであります。

9款1項消防費3目消防施設費は197万6,000円の増であります。市単独消防施設整備事業費で、消火栓の修繕・移設工事に係る事業費の確定により消火栓設置負担金を増額するものであります。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は145万円の増であります。委員会運営費で、医療法人長清会、国際ソロプチミストかみのやま、上山市医師会、山形三夫氏から育英事業に対する指定寄附を受けたことから、奨学金貸付基金への繰出金を措置するものであります。

2目教育指導費は61万9,000円の増であります。教育指導費で中学校体育大会等生

徒派遣補助金の決算見込みにより増額するものであります。

4項学校給食費1目学校給食費は229万2,000円の減であります。給食センター管理費で、給食センター職員について非常勤職員である事務長にかえ、正職員である所長を配置したことから、当初計上した事務長分の報酬等を減額するものであります。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費2目公共土木施設災害復旧費は1,500万円の減であります。公共土木施設災害復旧事業費で、事業費の確定により減額するものであります。

次のページをお開き願います。

12款公債費1項公債費1目元金は16億9,940万4,000円の増であります。市債繰上償還元金で、蔵王フロンティア工業団地の用地売却に伴い、縁故債の繰り上げ償還を実施するために計上するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、12ページ、13ページをお開き願います。

最初に、1款市税1項市民税1目個人は900万円の増であります。給与所得や農業所得が当初見込みを上回ったことなどによるものであります。

2目法人は3,600万円の増であります。企業業績が堅調であることなどから、法人税額が当初見込みを上回ったことによるものであります。

2項1目固定資産税は4,900万円の増であります。企業の設備投資が進んだことと滞納繰越分の収納などから、当初見込みを上回ったことによるものであります。



3項1目軽自動車税は400万円の増であります。決算見込みにより増額するものであります。

4項1目市たばこ税は500万円の減であります。税率の低い加熱式たばこの普及等により当初見込みを下回ったことによるものであります。

6項1目都市計画税は240万円の増であります。滞納繰越分の収納によるものであります。

10款1項1目地方交付税は3,890万円の増であります。普通交付税の交付額の確定によるものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は341万4,000円の増であります。生活介護や就労継続支援等に対する障がい者自立支援給付費負担金、放課後等デイサービスなどに対する障がい児施設給付費等負担金で増額、児童手当給付の減に対応して児童手当負担金を減額、医療扶助費の増額に対応して生活保護費負担金を増額するものであります。

3目災害復旧費国庫負担金は1,000万5,000円の減であります。土木施設災害復旧事業負担金を減額するものであります。

次のページをお開きください。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は124万6,000円の増であります。洪水ハザードマップ更新に対する防災・安全交付金を増額するものであります。

4目農林水産業費国庫補助金は51万円の減であります。分収造林保育事業等の事業費の確定により美しい森林づくり基盤整備交付金を減額するものであります。

6目土木費国庫補助金は3,113万6,000円の減であります。社会資本整備総合交

付金で、対象となる道路橋梁工事、公園整備工事、市営住宅長寿命化工事の事業費の決算見込み等により減額するものであります。

15款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金は413万4,000円の増であります。生活介護や就労継続支援等に対する障がい者自立支援給付費負担金、放課後等デイサービスなどに対する障がい児施設給付費等負担金を増額するものであります。

2項県補助金2目民生費県補助金は475万円の減であります。重度心身障害（児）者医療給付費の実績見込みにより、重度心身障がい者医療費補助金を減額する一方で、福祉型小さな拠点づくり事業費補助金を新たに措置することによるものであります。

4目農林水産業費県補助金は2,058万7,000円の減であります。農業費県補助金である産地パワーアップ事業費補助金、機構集積協力金交付事業費補助金、農業次世代人材投資事業費補助金、多面的機能支払交付金、林業費県補助金である山形県荒廃森林緊急整備事業費補助金のいずれも事業費の確定等により減額するものであります。

5目土木費県補助金は740万円の減であります。実績見込みにより住宅リフォーム総合支援事業費補助金を減額するものであります。

3項委託金1目総務費委託金は150万円の増であります。県議会議員選挙費委託金を増額するものであります。

16款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入は14億5,000万円の増であります。蔵王フロンティア工業団地の用地売却によるものであります。

17款寄附金1項1目寄附金は2億472万6,000円の増であります。指定寄附金4

72万6,000円は、歳出で御説明した方々よりいただいたもので、ふるさと納税寄附金2億円の増につきましては実績見込みによるものであります。

次のページをお開きください。

18款繰入金1項1目基金繰入金は3億2,441万9,000円の減であります。財政調整基金取りくずしを減額するものであります。

2項1目特別会計繰入金は、2億6,150万円の増であります。施設貸付事業特別会計を今年度末で廃止し、残余の資金を一般会計に繰り入れるものであります。

19款繰越金1項1目繰越金は9,327万5,000円の増であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

20款諸収入5項3目雑入は28万8,000円の減であります。雑入として見込んでいた分収造林保育事業交付金の減と民生費における過年度精算分の増によるものであります。

21款市債1項市債1目総務債は2,440万円の減であります。庁舎整備事業で、庁舎耐震改修等整備事業での地方債借入れを行わないこととしたこと、防災設備整備事業で事業費の確定により減額するものであります。

2目農林水産業債は2,860万円の増であります。松沢地区農地整備事業及び生居川ダム管理施設に係る県営土地改良事業費負担金の増嵩により増額するものであります。

3目土木債は4,060万円の減であります。市単独道路整備事業、社会資本整備総合交付金事業、公園整備事業、市営住宅長寿命化事業、公共施設除却事業のいずれも事業費の決算見込み等により減額するものであります。

6目災害復旧債は490万円の減であります。公共土木施設災害復旧事業の確定によるも

のであります。

7目臨時財政対策債は470万円の減であります。臨時財政対策債の確定によるものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明申し上げますので、前に戻りまして6ページをお開きください。

今回の補正は追加であります。2款総務費1項総務管理費、防災対策推進費は337万7,000円あります。洪水ハザードマップの更新事業について、先般成立した国の補正予算（第2号）を活用するため、年度内完了が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

8款土木費2項道路橋梁費、道路事業費は1億6,300万円あります。繰越対象とする事業のうち、元屋敷菅線等ののり面対策工事については国の補正予算（第2号）を活用して進めること、産業団地整備事業に伴う道路改良工事については、同整備事業の進捗に合わせる必要があること、原の橋ほか4橋の補修工事については、工法検討や設計変更に日数を要していることなど、いずれも年度内完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

次に、第3表債務負担行為補正であります。

初めに、追加であります。温泉健康施設整備に係る民間事業者募集選定アドバイザー業務について、平成30年度から平成32年度までの期間で、限度額は3,600万円とするものであります。温泉健康施設の整備・運営につきまして、DBO手法を採用することにしたことから、契約締結まで必要となる各種検討及び募集資料の作成等について支援業務の委託を要するところであります。今年度内に委託契約を

締結することで、事業の進捗を早めるとともに、消費税額が8%適用となることから、債務負担行為を設定するものであります。

変更につきましては、学校給食センター調理等業務について限度額の変更であります。調理等業務について、受託業者と6年間の委託料が決定したことにより、限度額を4,392万9,000円減額し、補正後の限度額を4億5,174万5,000円とするものであります。

次に、4表地方債補正であります。

次のページをごらんください。

このたびは限度額の変更であります。起債の目的のうち、農業施設整備事業につきましては、今後の事業費の見込みにより2,860万円を増額するものであります。その他につきましては事業費の確定に伴う発行額の確定、財源の見直しなどによるもので、それぞれ記載のとおり減額するものであります。その結果4,600万円を減額し、補正後の限度額を13億7,230万円とするものであります。

最後に、一時借入金の補正について御説明を申し上げますので、1ページにお戻りください。

第5条で、一時借入金の最高額に10億円を追加し、借入れの最高額を35億円とするものであります。蔵王フロンティア工業団地の用地売却に伴い、当該用地に係る縁故債残高16億9,940万4,000円を3月末に繰り上げ償還することを要し、その際に生じる一時的な資金不足に対応するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

**○中川とみ子委員長** これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を区分し、繰越明許費、債務負担行為、地方債及び一時借入金は歳入とあわせて行います。

初めに、歳出からの質疑とし、2款総務費、3款民生費についての質疑、発言を許します。尾形委員。

**○尾形みち子委員** それでは、3款民生費、高齢者福祉ということで、福祉型の小さな拠点づくりというようなことがあったわけですけども、こちらのほうの事業費の補助金というふうなことであったと思いますが、本市にその拠点施設になるものが何件あるんですかというようなことと、それからこれはどんな用途というか使い道というんですか、そちらのほうもちょっとお尋ねいたします。

**○中川とみ子委員長** 健康推進課長。

**○鈴木直美健康推進課長** 今回の補助金の対象施設につきましては、1件の施設が該当になっております。その内容といたしましては、高齢者の健康と暮らしを支える地域のきずなと仕組みをつくり、地域住民が主体となって運営する地域での生活支援拠点施設ということで、主に生活支援、そして高齢者の居場所づくり、こういった取り組みをしている施設でございます。

**○中川とみ子委員長** 尾形委員。

**○尾形みち子委員** 1件というようなことであります。これからこの継続的に高齢者の居場所づくりというようなことは、公民館やサロンといったことのそういったところにも適用になるのかどうか。そうじゃない、民間なんだというふうなことであっていいのかどうか。

それから、認知症カフェということがあったと思いますけれども、こちらのほうもそういう場所にも適用というか、名乗りを上げているところがあるのかどうか。それにはこれを順次活用していかれるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

**○中川とみ子委員長** 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 基本的には、民間事業者の施設が対象となるものでございます。現時点で、認知症に特化したようなそういった取り組みをしている動きはございませんが、その取り組みの中に認知症を位置づけるということは十分可能だと思っております。今後、地域のそういった、地域主体となった居場所づくりというものが課題になっておりますので、この取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。棚井委員。

○棚井裕一委員 2款総務費についてお伺いします。洪水ハザードマップの更新というふうにお伺いしましたけれども、更新しての配布対象といたしますか、どのような方に対して配布するのか、その配布方法も含めてお伺いします。

○中川とみ子委員長 庶務課長。

○金沢直之庶務課長 こちらのほうにつきましては、まずなぜ更新するかといいますと、これまで河川の整備において基本となる降雨による区域というのが浸水ハザードマップの区域だったんですが、県のほうで水防法の改正に合わせて想定し得る最大規模の降雨による区域というようなことで、浸水想定区域が大きく広がるというようなことがありますて、ハザードマップ、前回配布したものを更新する必要がございます。ですので、ハザードマップ、全市民に配布しておりますので、こちらのほうについて前回同様地区会等を通して全市民に更新したものを配布することになります。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 わかりました。配布に当たって全市民ということ、了解しました。

それで、そのハザードマップについて、どういった形状になるのか。そして、あと、既に全

市民に、全戸に渡されている防災ファイルですか、それに対応なさっているのかどうか、お伺いします。

○中川とみ子委員長 庶務課長。

○金沢直之庶務課長 全市民に配布になっている防災ファイル、あれに入っている防災洪水ハザードマップを更新するというところでございますので、ファイルはそのままで、更新するページの地図、ハザードマップを全市民に配布して差しかえてもらうというような形になるものでございます。

○中川とみ子委員長 棚井委員。

○棚井裕一委員 ちょっと小さいことですが、しっかりとちゃんとその防災ファイルに挟むようにというふうな指示というんですか、注意というのも含めて、あとファイルの穴も含めて対応をお願いしたいと思います。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、4款衛生費、6款農林水産業費についての質疑、発言を許します。井上委員。

○井上 学委員 6款1項5目の農業費の多目的機能支払事業費、説明では何か多くの要望があつて、国のほうかな、県のほうのかあれですけども、減らされたというふうなことでですけども、これによって受け取っている側で何か影響があつたかどうかお聞きいたします。

○中川とみ子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 確かにいわゆる長寿命化事業でありますので、ハード事業系の要望がふえているということで、国のほうで減額調整されたものでありますが、これに応じてやはり各

活動組織においては若干の事業縮小ということもあろうかと思いますが、ただ全体の予算の中であるべく支障が出ないようにということで、市の職員のほうでいろいろと相談に乗っているところでございます。

○中川とみ子委員長 井上委員。

○井上 学委員 了解しました。

支障が出ないように市でも対応していただいているというふうなことですけれども、ぜひこれも国で足りなくなってきたから減らすなんていうふうなことはちょっと本市としては大変なので、ぜひその辺も、国、県等にはちゃんとした予算の確保というふうなことを要望していただきたいと要望して終わります。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 6款の農林水産業費で、林業振興費のことについてお尋ねいたします。

林業振興費で二百五十何万円減額ということで、その理由が保安林とかなんとかの確定とかというふうな説明を受けたんですけれども、今度今年度から新たに林業と国としての政策が入る中にこの予算を使い余すということは、指導する側の立場が悪くて指導徹底していないのかどうか、そういうふうになっているのではないかと思います。その点、教えてください。

○中川とみ子委員長 農林課長。

○前田豊孝農林課長 この減額補正につきましては、事業実績に応じた減額補正になりますけれども、この減額している分のほとんどが市のほうで旧公団と言われます現在独立行政法人になっている森林整備開発センターですか、森林整備センターですね。そちらのほうで、市のほうで受託して檜下地区のホッカ沢のところでは水源林の整備、間伐整備を行ったところでは

ども、こちらのほうが実際に現場に入った際に、対象面積は変わらないんですが、事業内容がそちらのほうの森林整備センターのほうの意向で変わったことによって減額補正されたものでありますので、実際市有林とか里山林のほうはほとんど減額なく予定どおり進んでいるところでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、7款商工費、8款土木費についての質疑、発言を許します。高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 土木費についても、除雪費ですけれども、さっきの課長の説明ですと、今後の降雪を見込んで補正予算を組んだというような説明の内容に聞こえたんですけれども、私たちから見れば平成30年度は少雪で除雪費が浮くのではないかと思っていましたのに、それが説明の内容だと今後の降雪を見込んで増額したという話ですが、そういうような内容でいいんですかどうか、教えてください。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近埜伸二建設課長 そのとおりでございます。といいますのは、当初の委託費は待機時間、50時間の待機時間を見込んで予算化しておりますので、降雪があった場合についてはそれをオーバーする部分が当然出てきますので、その分を見込んで今回補正させていただいております。

○中川とみ子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 今までの補正予算ですと使い越したとなって補正しているような気がするんですが、今回の説明ですと今後の降雪を見込んでの補正という話もちょうと納得がいかないよ

うな気がするんですが、その点、教えてください。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 基本的にまだ3月が始まったばかりでございますので、今から当然除雪もある可能性がございます。その分を見込んで今回補正させていただいたということでありませ

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。守岡委員。

○守岡 等委員 8款土木費の5項2目の住宅支援費の住宅リフォーム支援事業なんですけれども、ほかの市町村の事例なんかを調べると、むしろ増額補正しているぐらいで、非常に事業者からも利用者からも喜ばれている事業だと思うんですけども、その辺本市がなかなか利用されていない要因というか、どのように分析していますか。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 基本的に私どもとしてもたくさん使っていただきたいということで、希望的に多目の予算化させていただいておりますが、なかなかそこまでいっていないという形で、実績的には平成29年度、平成28年度と同じぐらいの件数が来ているということでございますので、まず平均的にはいっているのかなというふうに考えております。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 宣伝がちょっと行き届いていないとかそういうのもあるのかなと思いますし、あと対象事業者で、例えば支社が本市にあればその対象となるというような、そういうこともちゃんと担保されていますか。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 支社の部分については、

担保しております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。枝松委員。

○枝松直樹委員 都市計画総務費ですが、さっきの説明だと高速道路の開通のということですが、もう3月になったし、いつ御案内が来るのかなと思っているんですが、これどういう形で祝賀会というのをやるのか、この中の需用費、入っているし、賃借料、使用料とか、ちょっとその辺の使い方、どんな形でやるのか、あと日にちが確定しているのであれば教えてください。

○中川とみ子委員長 建設課長。

○近笠伸二建設課長 日にちにつきましては、私どもも毎日問い合わせしておりますけれども、まだお答えはいただけない状況でございます。

あと、使い道でございますけれども、需用費と使用料及び賃借料につきましては、プレイベントをさせていただきたいと今考えております。それは、3月17日に南陽パーキングエリア、ちょうどうちのほうの中山のほうから行ってあと南陽高島インターチェンジとの間にパーキングエリアがございますが、そこで私どもの米沢、上山、南陽、高島で実施しております建設促進協議会、その中で、そこを会場にしてプレイベントをしましょうというお話がありますので、その中で需用費については記念品代、あと使用料及び賃借料につきましては、うちのほうとして上山市のほうからバス2台をチャーターして行きたいということと、あとは簡易トイレを借りたいということで、その分を見込んでおります。

また、負担金につきましては、祝賀会の開通イベント費として大体220万円ぐらいかかるんですが、そのうちの上山市の持ち分として100万円を負担したいというふうに考えている

ものでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、9款消防費、10款教育費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、11款災害復旧費、12款公債費についての質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、歳出についての質疑を打ち切ります。

次に、歳入並びに繰越明許費、債務負担行為、地方債及び一時借入金についての質疑、発言を許します。高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 歳入でお尋ねいたします。好調な景気で市民税がふえているというような先ほどの説明でしたけれども、法人のほうで、この法人の資本金とか規模に対してなる税金とそれから所得割になる税金で、どういうふうな比率になっているか、ひとつお尋ねいたします。

○中川とみ子委員長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 今回の増額分につきましては、法人税割の部分でふえているということとなっております。具体的には、大手企業のほうの法人税額がふえたため、法人税割が当初見込みよりも27%程度増額するというふうに見込まれるため、補正を組んだものでございます。

○中川とみ子委員長 高橋恒男委員。

○高橋恒男委員 具体的に企業名は聞けないと

思いますけれども、大手企業という上山に大体何社ぐらいあるんですか。

○中川とみ子委員長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 こちらは、均等割の中で資本金に応じて区分がなされておりますけれども、大きいところといいますと、大体一番上の級、資本金50億円を超えるというところでは4社ほどございますが、今回全てそのところの原因によるものではございません。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、議第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第1号平成30年度上山市一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

---

午後 2時28分 開議

○中川とみ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~  
**議第 2 号 平成 3 0 年度上山市国民
健康保険特別会計補正予
算（第 3 号）**

○中川とみ子委員長 次に、議第 2 号平成 3 0 年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第 2 号平成 3 0 年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の 2 8 ページをお開き願います。

平成 3 0 年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8, 9 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7 億 5, 6 0 0 万円とするものであります。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第 1 表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、3 7 ページ、3 8 ページをお開き願います。

2 款保険給付費 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は補正額 9, 0 9 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 2 1 億 3, 5 8 1 万円とする

ものであります。一般被保険者の療養給付費の実績見込みにより増額するものであります。

3 目一般被保険者療養費は補正額 1 4 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1, 3 1 4 万 9, 0 0 0 円とするものであります。一般被保険者の療養費の実績見込みにより増額するものであります。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費は補正額 1, 2 9 6 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 2 億 9, 9 2 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。一般被保険者の高額療養費の実績見込みにより増額するものであります。

6 款基金積立金 1 項 1 目基金積立金は補正額 2 億 8, 3 6 4 万円を追加し、補正後の額を 2 億 8, 4 6 4 万円とするものであります。決算見込みにより国民健康保険基金積立金を積み立てるため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

3 5 ページ、3 6 ページをお開き願います。

4 款県支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金に 1 億 5 3 6 万円を追加し、補正後の額を 2 5 億 1, 0 9 2 万 5, 0 0 0 円とするものであります。一般被保険者療養給付費等の増加により普通交付金を増額するものであります。

6 款繰入金 2 項 1 目基金繰入金は 1, 3 1 6 万 2, 0 0 0 円の皆減であります。決算見込みにより減額するものであります。

7 款繰越金 1 項 2 目その他繰越金に 2 億 9, 6 8 0 万 2, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 3 億 3, 0 8 0 万 2, 0 0 0 円とするものであります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。守岡委員。

○守岡 等委員 歳出の6款の基金積立金についてですけれども、新たに2億8,300万円ほどの基金が積み増しされるということなんですけれども、今基金の総額というのはどれぐらいになっていますか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 今回の3月補正の積立金を含めると残高約9億8,000万円ほどになる予定です。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 もう限りなく10億円に近いということで、すごい額だなと思っていますけれども、今度は国保の県単位化ということで、その辺をいろいろ心配してこの基金を積み立てるということだったんですけれども、午前中の総括質疑の中でも国保税引き上げをなるべく防ぐためにこの基金を活用するというような議論もありましたけれども、現在本市の国保税がどれぐらいになっているのかという。以前は算定方式から資産割というものをなくして固定資産税を払っている人は幾らか安くなるというような説明もあったと思うんですけれども、総体として本市の国保税というのは高くなったのか、安くなったのかというところでちょっとお聞かせください。

○中川とみ子委員長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 平成30年度の見込みでございしますが、これとあと平成29年度の決算を比較いたしますと、現年度と滞納繰越合わせですが、1億1,000万円ほど下がる予定でございします。

○中川とみ子委員長 守岡委員。

○守岡 等委員 そうしますと、下がっている

ということで、大体国保の予算規模が37億円で、そのうち積立金が10億円というのは非常にちょっといびつな感じもするんですけれども、一体この基金というのはどのぐらいまで積み立てるのか。いつになったら基金が国保税引き下げに回ってくるのかということをも市民はちょっと求めていると思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○中川とみ子委員長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 基金の適正な規模というふうなお話になるかと思いますが、平成30年度から県単位化になりまして、これまでも御説明しているとおり、その県の納付金の変動というものがなかなか今後まだ見通しがつかない状況にあるということがまずあります。それに対応するために幾らの基金が果たして適正なのかというところはなかなか難しいところではございますが、まずはここ何年かの県の納付金の状況を見た上で判断する必要があるかと考えております。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第2号平成30年度上山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。
よって、議第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第3号 平成30年度上山市公共  
下水道事業特別会計補正  
予算（第2号）**

○中川とみ子委員長 次に、議第3号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

〔秋葉和浩上下水道課長 登壇〕

○秋葉和浩上下水道課長 命によりまして、議第3号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げますので、補正予算書の39ページをお開き願います。

平成30年度上山市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

次に、第1表歳入予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げますので、44ページ、45ページをお開き願います。

4款繰入金1項1目繰入金は1,249万1,

000円を減額し、補正後の額を2億2,207万8,000円とするものであります。前年度繰越金による決算見込みにより一般会計繰入金を減額するものであります。

5款繰越金1項1目繰越金は1,249万1,000円を増額し、補正後の額を1,250万1,000円とするものであります。前年度繰越金の確定により増額するものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、41ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費について御説明申し上げます。

1款公共下水道費1項公共下水道費、公共下水道事業費（補助）8,470万円ですが、補助事業として行っている浸水対策工事などで年度内の完成が困難となったことから繰越明許費を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入及び繰越明許費を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第3号平成30年度上山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第4号 平成30年度上山市介護
保険特別会計補正予算
(第3号)**

○中川とみ子委員長 次に、議第4号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第4号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

補正予算書の46ページをお開き願います。

平成30年度上山市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,500万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、55ページ、56ページをお開き願います。

1款総務費1項1目一般管理費は補正額ゼロ円であります。システム改修に伴う国庫補助金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費から8,000万円を減額し、補正後の額を12億9,115万8,000円とするものであります。通所介護、訪問介護などの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

5目施設介護サービス給付費から5,000万円を減額し、補正後の額を11億5,783万9,000円とするものであります。介護老人保健施設サービスなどの給付費の実績見込みにより減額するものであります。

8目居宅介護住宅改修費から500万円を減額し、補正後の額を814万8,000円とするものであります。給付費の実績見込みにより減額するものであります。

2項1目介護予防サービス給付費に958万円を追加し、補正後の額を5,200万円とするものであります。介護予防通所リハビリテーションなどの給付費の実績見込みにより増額するものであります。

5目介護予防福祉用具購入費に26万6,000円を追加し、補正後の額を107万9,000円とするものであります。給付費の実績見込みにより増額するものであります。

7目介護予防サービス計画給付費に156万3,000円を追加し、補正後の額を1,000万円とするものであります。給付費の実績見込みにより増額するものであります。

4項1目高額介護サービス費に732万円を追加し、補正後の額を6,760万円とするものであります。サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

6項1目市町村特別給付費は補正額ゼロ円ありますが、保険者機能強化推進交付金が措置されたことに伴い、財源更正を行うものであります。

次のページをお開き願います。

7項1目特定入所者介護サービス費に785万円を追加し、補正後の額を1億5,800万円とするものでありますが、サービス費の実績見込みにより増額するものであります。

3款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金に4,442万1,000円を追加し、補正後の額を4,492万1,000円とするものでありますが、決算見込みにより介護給付費準備基金積立金を積み立てるため増額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。53ページ、54ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金から1,926万4,000円を減額し、補正後の額を6億5,861万9,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に国の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

2項4目介護保険事業費補助金は98万2,000円の皆増であります。介護保険システム改修に対する補助金を措置するものであります。

5目保険者機能強化推進交付金は291万8,000円の皆増であります。自立支援重度化防止の取り組みに対する交付金を措置するものであります。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金から2,928万4,000円を減額し、補正後の額を9億9,005万2,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み

額に2号被保険者の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金から1,597万3,000円を減額し、補正後の額を5億2,463万8,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に県の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金から1,546万1,000円を減額し、補正後の額を4億5,449万1,000円とするものでありますが、保険給付費の実績見込み額に市の負担割合を乗じた額を減額するものであります。

5目その他の一般会計繰入金から98万2,000円を減額し、補正後の額を8,425万3,000円とするものでありますが、介護保険システム改修に対する国庫補助金が措置されたことに伴い、事務費繰入金を減額するものであります。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は2,768万8,000円の皆減であります。決算見込みにより減額するものであります。

8款繰越金1項1目繰越金に4,075万2,000円を追加し、補正後の額を5,415万6,000円とするものでありますが、前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第4号平成30年度上山市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

### 議第5号 平成30年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○中川とみ子委員長 次に、議第5号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第5号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の59ページをお開き願います。

平成30年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,500円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明ですが、重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、68ページ、69ページをお開き願います。

1款1項施設貸付事業費1目総務管理費は169万円の減であります。一般管理費で経費全体の決算見込みにより減額するものであります。

2目施設管理費は81万円の減であります。施設管理費でニュートラックいいたて施設の年度途中での売却による施設管理委託料の減及び施設売却に際して委託した不動産鑑定評価等調査業務委託料の確定により減とするものであります。

5款諸支出金1項繰出金1目一般会計繰出金は2億6,150万円の増であります。今年度で本特別会計を廃止することにより、剰余金を一般会計へ繰り出すために措置するものであります。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、66ページ、67ページをお開き願います。

最初に、1款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は460万円の増であります。ニュートラックいいたての土地建物を除染作業事務所として貸し付けていたことによる貸付料を計上するものであります。

2項財産売払収入1目不動産売払収入は5,640万円の増であります。ニュートラックいいたて施設の土地建物の売払収入を計上するものであります。

2款繰入金1項1目基金繰入金は1億9,800万円の増であります。本会計の廃止に合わせ、上山市施設貸付事業整備等基金を廃止し、全額取り崩すことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。

質疑、発言を許します。枝松委員。

○枝松直樹委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、この会計を閉じることによって長らく上山にあった競馬とのかかわりは今後はなくなるとこういうことになるんだと思えますけれども、市としてお金が入ってもこないし、一切の関係というのはなくなるということですか。株式会社として完全に自立経営に入ると、こういうことの理解でよろしいでしょうか。

○中川とみ子委員長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 廃止後の今後の残余の事業について御説明いたします。今この特別会計で扱っているものは、いいたてに関する部分とそれからニュートラック松山の土地の貸付料です。いいたての部分が全部なくなりますので、残る部分というのはニュートラック松山の土地貸付料ですけれども、大体二百数十万円、歳入なんですけれども、その部分だけが残るといようなことで、特別会計を設置するまでもないことだということ、廃止ということになるわけでございます。

○中川とみ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。採決いたします。

議第5号平成30年度上山市施設貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~  
**議第6号 平成30年度上山市産業
団地整備事業特別会計補
正予算(第2号)**

○中川とみ子委員長 次に、議第6号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。商工課長。

〔鈴木英夫商工課長 登壇〕

○鈴木英夫商工課長 命によりまして、議第6号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げますので、補正予算書の70ページをお開き願います。

平成30年度上山市の産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億745万3,000円とするもので

あります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものであります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

次に、第1表歳入歳出予算補正の説明であります。重複説明を避けるため、事項別明細書で御説明申し上げます。

最初に、歳出から申し上げますので、80ページ、81ページをお開き願います。

1款1項1目産業団地整備事業費は2億7,800万円を減額し、補正後の額を3億216万円とするものであります。公有財産購入費におきましては、土地購入費の額の確定により減額し、負担金補助及び交付金におきましては、市道赤坂南線等への水道管布設に係る工事負担金で、工事費の額の確定により減額するとともに、農業用水パイプラインの移設工事を平成31年度以降に先送りして実施することとしたため、上山市土地改良区に対する工事負担金を減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻りまして78ページ、79ページをお開き願います。

1款財産収入1項財産売却収入1目不動産売却収入は1,025万3,000円全額を減額するものであります。これは、今年度の収入が見込めないことから減額するものであります。

2款1項市債1目産業団地整備事業債は2億

7,440万円を減額し、補正後の額を3億80万円とするものであります。用地取得費や造成工事費等、起債対象経費の実績見込みに合わせ減額するものであります。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は665万3,000円の皆増であります。消耗品費等の起債対象外経費及び収入不足見込み額を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第2表繰越明許費について御説明申し上げますので、前に戻りまして73ページをお開き願います。

1款産業団地整備事業費1項産業団地整備事業費、事業名は産業団地整備事業費で、金額は8,000万円であります。産業団地造成工事において年度内の工事完成が困難であることから繰越明許費を設定するものであります。

最後に、第3表地方債補正の変更について御説明申し上げます。

起債の目的は産業団地整備事業であり、事業費の確定等に伴い、補正前の限度額5億7,520万円から2億7,440万円を減額し、補正後の限度額を3億80万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願い申し上げます。

○中川とみ子委員長 これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出、繰越明許費及び地方債を一括して行います。

質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 討論なしと認めます。

採決いたします。

議第6号平成30年度上山市産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

散 会

○中川とみ子委員長 以上で、当委員会に付託されました議案のうち、平成30年度の補正予算6件についての審査が終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員長報告の取りまとめは正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川とみ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告の取りまとめは正副委員長に一任することに決しました。

本日はこれにて予算特別委員会を散会いたします。

次の予算特別委員会は3月6日に開催いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時00分 散 会

